

政府管掌健康保険の公法人化について

- 全国健康保険協会の設立に向けた検討状況について 1
- 社会保険庁における健康保険事業の移管に向けた検討・準備について 6

全国健康保険協会の設立に向けた検討状況について

設立委員会においては、予算、事業計画、定款、運営規則、職員の労働条件・採用基準等の策定、職員の採用の決定等、協会の設立準備を行うこととなっている。

【開催状況】

- ・第1回(平成18年11月14日)
政管健保の公法人化の概要、政管健保の現状等
- ・第2回(平成19年1月30日)
庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備、協会の理念・運営方針
- ・第3回(平成19年3月29日)
庁改革の状況等、協会の理念・運営方針、組織人員等
- ・第4回(平成19年5月22日)
協会の理念・運営方針、組織人員等
- ・第5回(平成19年7月3日)
組織人員、給与等
- ・第6回(平成19年8月27日)
組織人員、給与等
- ・第7回(平成19年9月27日)
労働条件、採用基準等
- ・第8回(平成19年10月16日(予定))
労働条件、採用基準等(予定)

※8月22日に理事長予定者を指名するとともに、設立委員として任命

全国健康保険協会設立委員名簿

- 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 江利川 毅 厚生労働事務次官
- 逢見 直人 UIゼンセン同盟参与
- 大塚 陸毅 東日本旅客鉄道(株)取締役会長
- 梶田 信一郎 内閣法制次長
- 加島 英俊 (株)加島建設会長(広島県商工会連合会会長)
- 川端 唯司 (株)たねや常勤監査役(全国社会保険委員会連合会理事)
- 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
- 五嶋 耕太郎 (株)五島屋代表取締役会長(石川県中小企業団体中央会会長)
- 小林 剛 芙蓉オートリース(株)監査役(全国健康保険協会の理事長となるべき者)
- ◎ 星野 進保 前総合研究開発機構客員研究員
- 山崎 春樹 千代田興業(株)総務課長(秋田県社会保険委員会連合会幹事)
- 山下 一平 (株)ヤマシタコーポレーション代表取締役社長

◎:委員長 ○:委員長代理
(五十音順、敬称略)

理念

■基本使命

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

■キーコンセプト

- ・ 事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 事業主及び被保険者の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

運営方針

【組織・マネジメント】

- ・ 意思決定機能、業務執行機能、監査機能を明確化し、相互の牽制機能を適切に発揮できるような組織とし、PDCAサイクルの徹底を図るものとする。
- ・ 都道府県単位の財政運営を踏まえ、各支部における地域の実情を踏まえた意見を反映するための意思形成のプロセス(都道府県ごとに評議会を設置)を重視するが、法人全体としての意思決定は運営委員会において統一的に行うものとする。
- ・ 業務執行については、理事長のリーダーシップが発揮でき、かつ、本部・支部を通じて適切な内部統制(ガバナンス)が働くような運営体制を確保する。
- ・ 業務執行の組織については、都道府県単位の財政運営を適切に行い、保険者機能が十分に発揮できるよう、企画調査や保健事業の機能の強化を図る。
- ・ 公正な運営を確保するため、内部監査及び外部監査制度を導入し、監査機能の強化を図る。
- ・ 法令遵守(コンプライアンス)や個人情報保護を徹底する。

【人事】

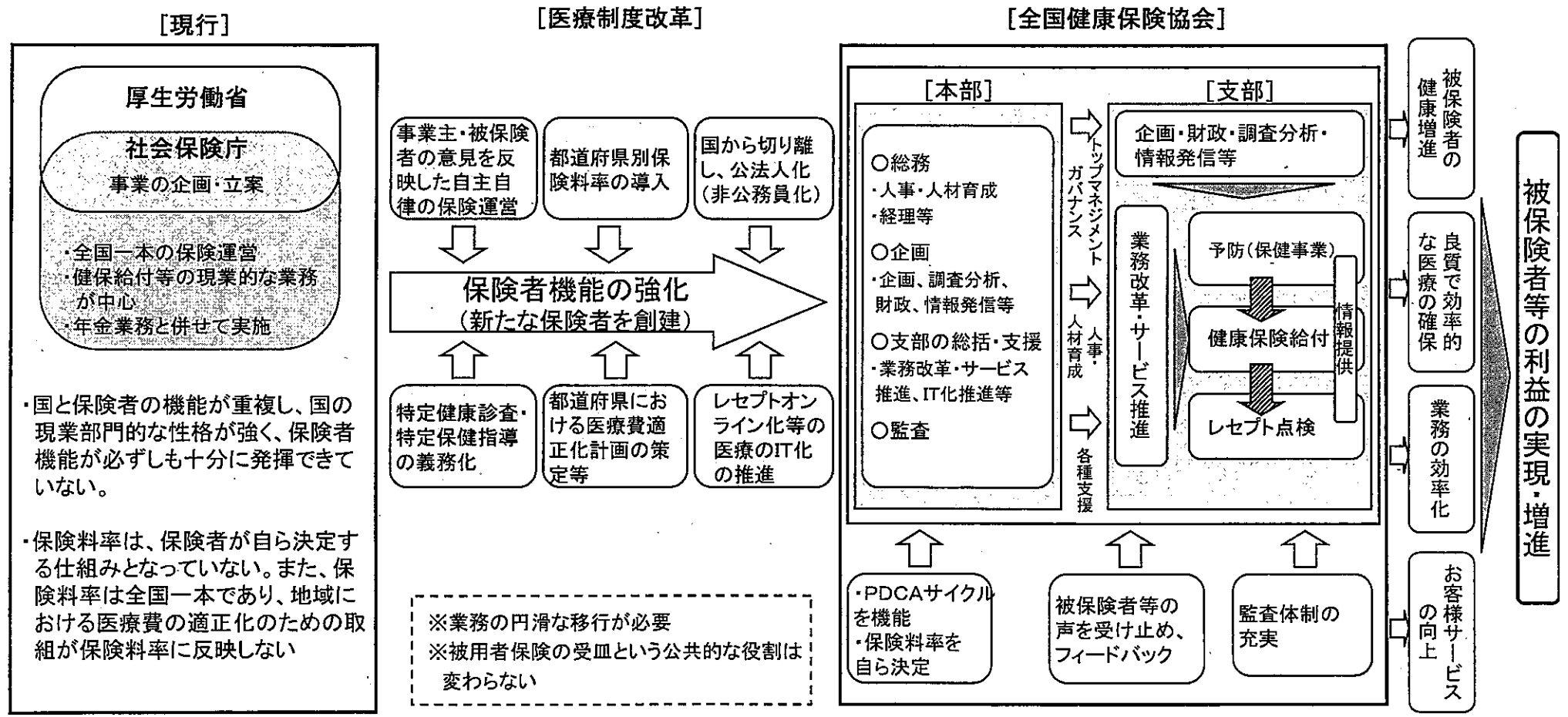
- ・ 協会のミッションの遂行に照らし、実績や能力本位の人事や処遇を行う。このため、個々の職員の目標を明らかにし、その達成度等の実績や業務の遂行能力を評価するシステムを導入する。
- ・ 人材は協会の最大の経営資源であり、保険者としての志と専門性を兼ね備えた優れた人材(健康保険のプロ)の育成に努める。特に、都道府県単位で保険者機能を発揮していくための企画等を行うことができる人材を育成する。
- ・ 研修等を継続的に実施し、協会のミッションを職員一人ひとりに浸透させる。
- ・ 民間のノウハウを導入するため、民間からの人材の登用を積極的に進める。また、民間との人事交流を実施する。
- ・ 職員一人ひとりが誇りを持ち、働きがいを実感できる職場を目指す。

【業務】

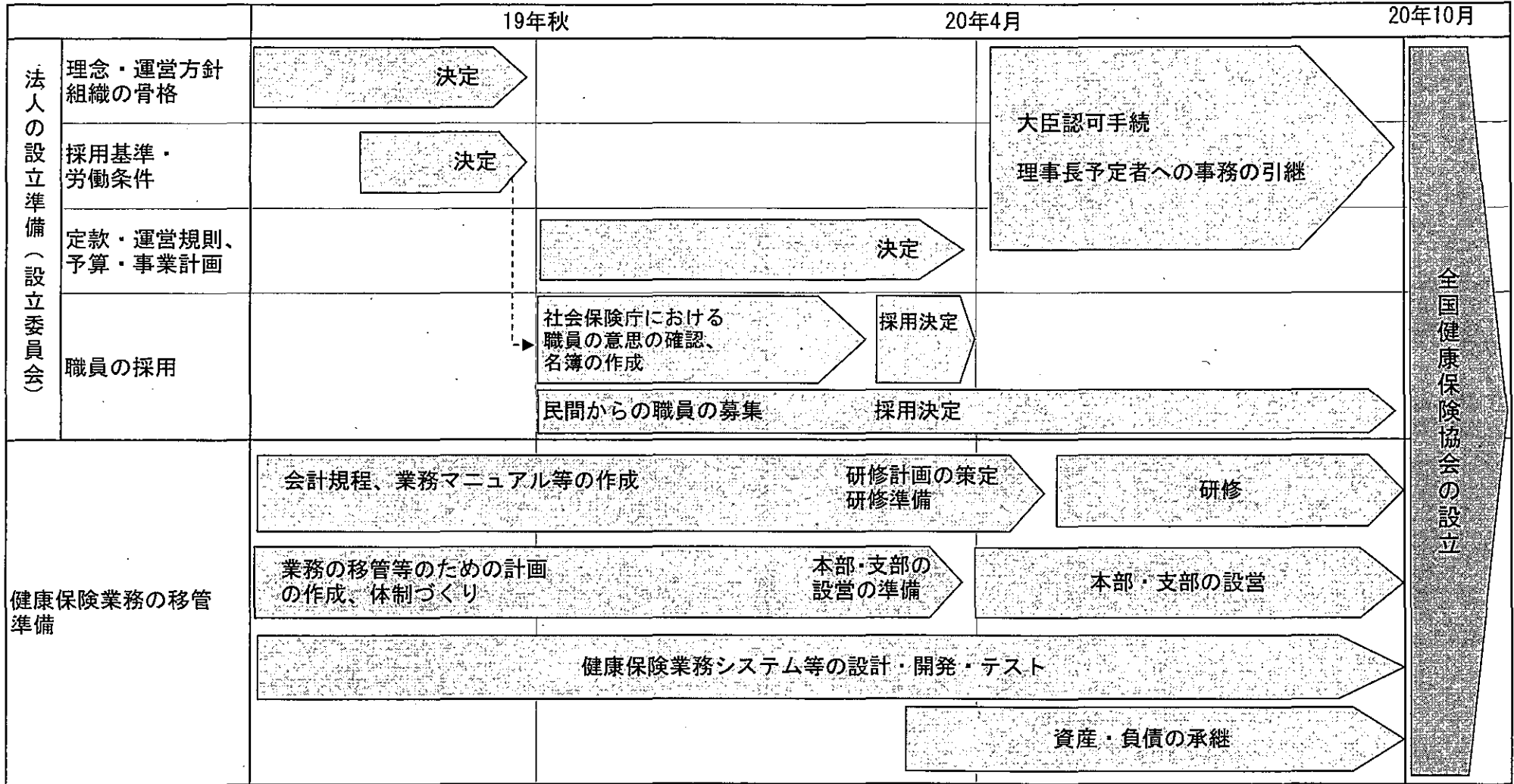
- ・ 医療制度改革の趣旨を踏まえ、被保険者等の利益を代表する者としての役割を十分に認識し、被保険者等が健康で、良質かつ効率的な医療を受けられるように、総合的に取り組むものとする。
- ・ 都道府県別保険料率の導入も踏まえ、健康づくりの支援のための情報提供や相談、生活習慣病等の予防のための健診、保健指導の推進など、地域における医療費適正化対策を強化する。
- ・ 保険者間の連携を強化し、都道府県ごとに、保険者として被保険者の立場に立った見解を医療・介護に係る関係方面に適切に発信していくとともに、こうした取組みを支える医療費等のデータの調査分析機能を強化する。
- ・ ITの活用等による被保険者等に対する情報提供の充実やわかりやすい広報を通じて、保険者としての説明責任を適切に果たすとともに、被保険者の参画意識を高める。
- ・ レセプトオンライン化など医療のIT化に適切に対応するとともに、業務のシステム化やアウトソーシング、集約化等により、効率化を推進する。
- ・ 民間のノウハウを適切に導入し、創意工夫を活かすことにより、不断のサービスの改善や新たなサービスの開発に努めるものとする。また、サービスのアクセスポイント(窓口)を明確にするとともに、被保険者、被扶養者、事業主等のお客様の声を受け止め、お客様の満足度を高めるという視点から、これをサービスの改善等に活かしていくものとする。

全国健康保険協会の組織設計の基本的な考え方(全体像の整理)

- 現行の政府管掌健康保険においては、保険者機能が必ずしも十分に発揮できていない。
- 協会の組織設計に当たっては、今般の医療制度改革を踏まえ、保険者機能が十分に発揮できる新たな保険者を創建するという視点から考えていくことが必要。



全国健康保険協会の設立に向けたスケジュール(イメージ)



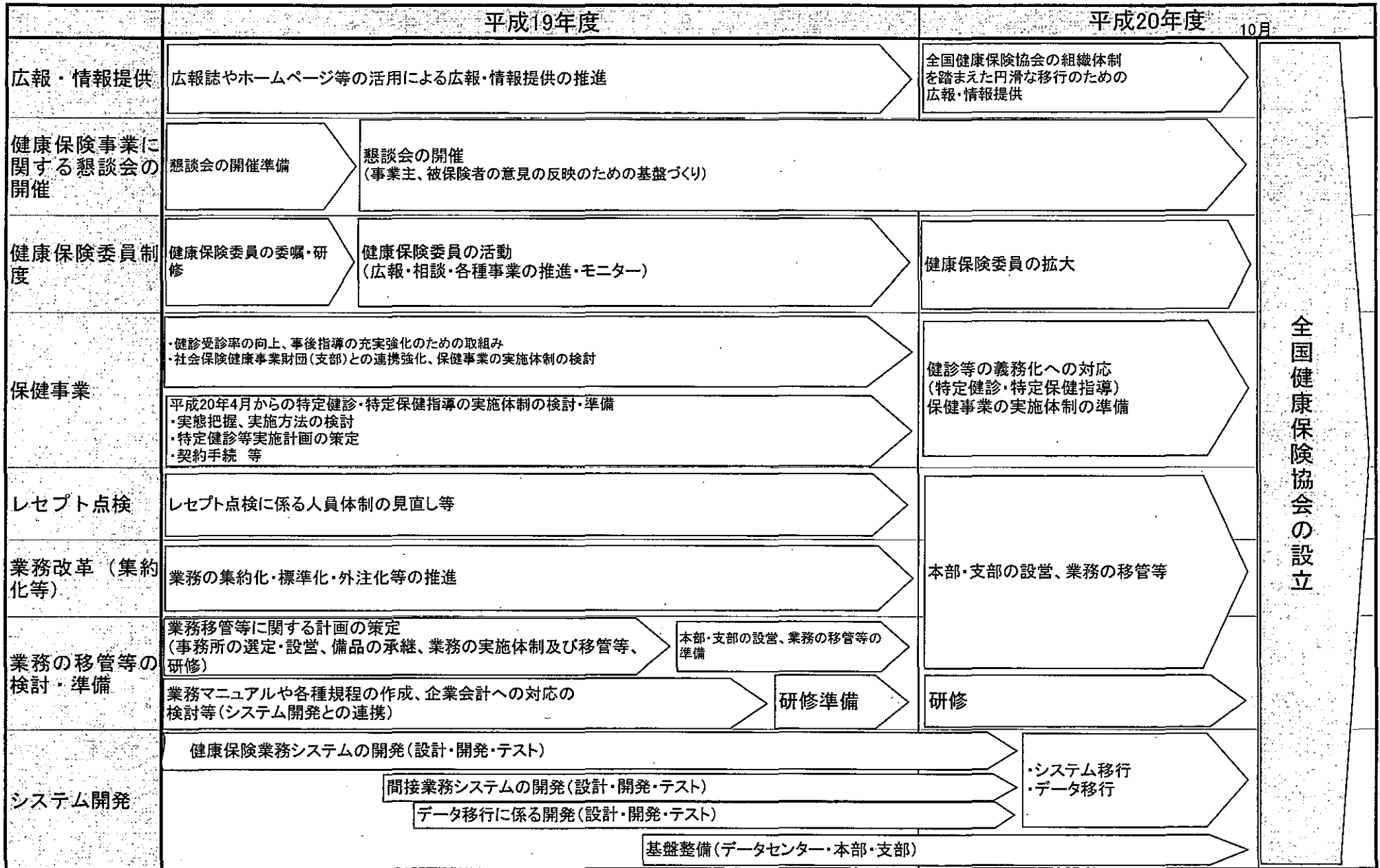
全国健康保険協会の設立

社会保険庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備について

社会保険庁においては、平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、協会に業務を移管するための検討・準備を進めていく必要がある。

被保険者等の意見を反映した事業運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・情報提供の推進 ・健康保険事業に関する懇談会の開催 ・健康保険委員(健康保険サポーター)制度の実施 	平成20年10月に円滑な業務の移行
業務改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の集約化、外注化の推進 ・被保険者サービスの向上(サービススタンダードの遵守の徹底、郵送や電子申請の推進等) 	
保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の受診率や事後指導の実施率の向上 ・特定健診・特定保健指導の実施体制の準備(平成20年4月) 	
医療費適正化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的なレセプト点検の推進 ・地域の医療費分析の充実 	
業務の移管等の検討・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・業務移管等に関する計画の策定、事務所の設営等 ・企業会計への対応 	
システム開発	<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会の健康保険業務システム等の開発(本年7月末で詳細設計を終了し、現在、プログラム開発段階) 	

全国健康保険協会への健康保険業務の移管等のための検討・準備スケジュール(案)(イメージ)



健康保険事業に関する懇談会の開催について

全国健康保険協会設立後の支部の評議会を見据え、本年度から全都道府県社会保険事務局において、事業主、被保険者及び学識経験者の参画による、健康保険事業に関する懇談会の開催を進めているところ。

■懇談会の開催状況

○第1回 6月:21事務局 7月:11事務局 8月:10事務局 9月:3事務局 10月:2事務局

■懇談会における議論の状況

○懇談会においては、社会保険事務局によって差異はあるものの、協会設立後の状況も見据え、健康保険事業の在り方等をめぐって様々なご意見をいただいております、主な議論を整理すると以下のとおり。

- ・事業主、被保険者の立場から意見を言える場が設けられたことを評価
- ・都道府県別保険料率の設定に向けて対策が必要
- ・地域の特性を踏まえた保健事業の展開や、保健事業に対する事業主の理解が必要
- ・医療費の高低の要因など、地域の医療費の分析が必要
- ・医療提供体制の在り方が重要であり、これに対してどのように関与していくか
- ・被保険者等の利便性の確保という観点から窓口体制をどのようにしていくか
- ・現金給付の支払いまでの期間の短縮や医療費通知の在り方などサービスをどのようにしていくか
- ・被保険者に対するわかりやすい広報や都道府県別保険料率導入に向けた周知など広報をどのようにしていくか
- ・健康保険委員はどのような役割を果たしていくべきか 等

■懇談会における議論の位置づけ

○社会保険事務局においては懇談会の第1回目を終えたところであるが、懇談会における議論の位置づけをめぐり、今後、どのようなテーマで議論していくべきか、懇談会での議論が今後の事業にどのように反映されるかといったご意見もいただいております。懇談会でのご意見等については、保健事業など平成20年度の事業計画の策定に当たって参考としていくこととしている。

健康保険委員制度について

健康保険事業について、被保険者の参画・協力による事業の推進を図るため、広報、相談、各種事業の推進、モニター等、事業に協力していただく被保険者を健康保険委員（健康保険サポーター）として委嘱。

【健康保険委員の役割】

■ 広報

地方社会保険事務局からの情報提供に基づき、被保険者等に対して健康保険事業に関する周知・広報を行うこと。

■ 相談

健康保険給付等の申請手続等について、被保険者からの相談に応じること。

■ 各種事業への推進

政管健保の保健事業等の健康保険事業の促進や円滑な実施のために、被保険者等に対して健康保険事業に関する理解の促進や、健康づくりや生活習慣病の予防に関する啓発、各種事業への参加の呼びかけ等を行うこと。

■ モニター

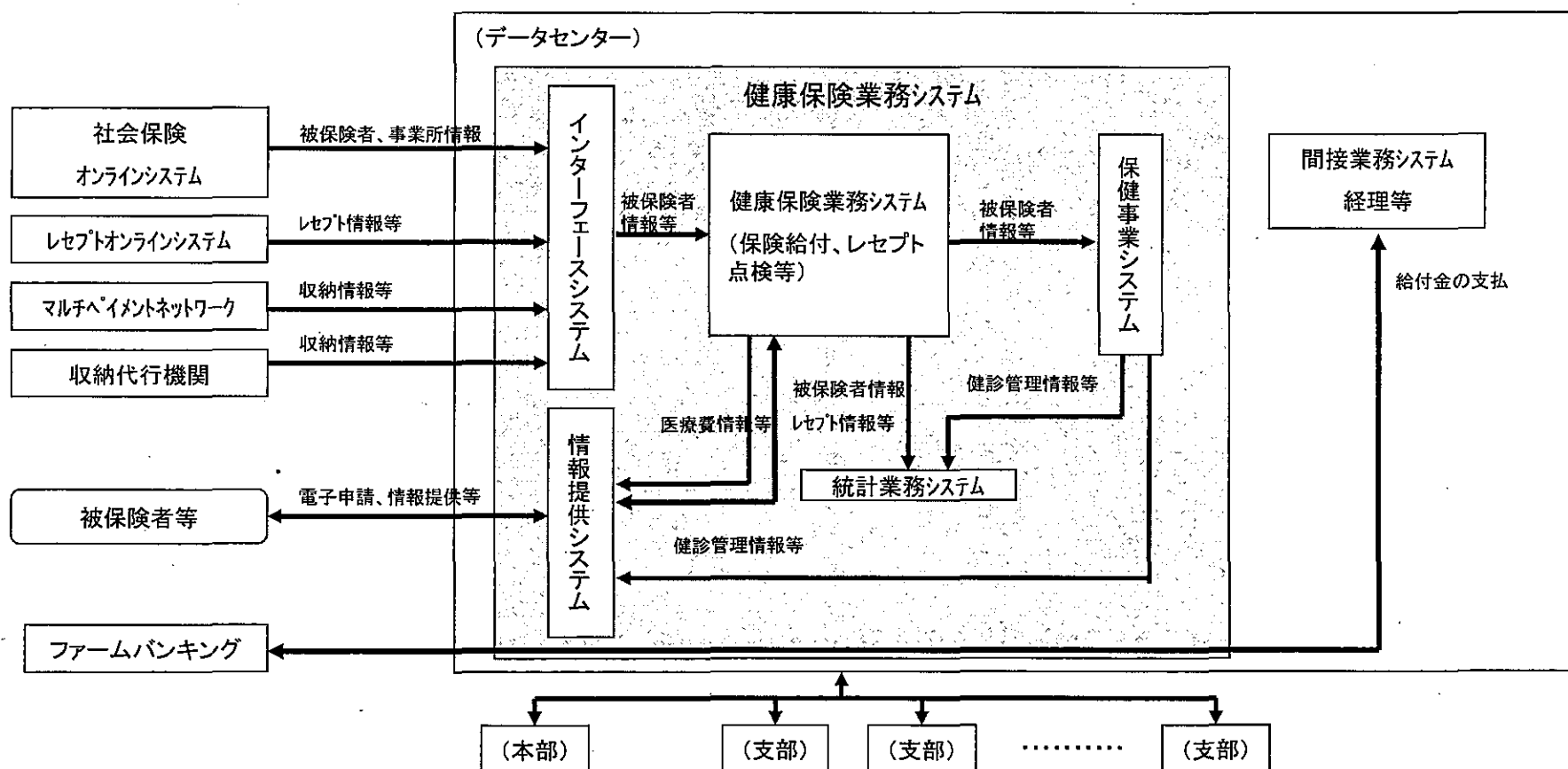
政管健保の健康保険事業の運営やサービスに関して、定期的に電子メール等を通じて被保険者としての意見を述べること。

○ 実施状況

・健康保険委員の委嘱数 1,909名（うち、社会保険委員1,859名、公募29名）

全国健康保険協会の健康保険業務システムのイメージ

- 全国健康保険協会の健康保険業務システムについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年10月31日改定)に基づき、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、最適な業務・システムの構築に取り組むこととしており、7月末で詳細設計が終了し、プログラム開発に着手したところ。
- 健康保険組合で用いられている健康保険業務パッケージを最大限活用するとともに、ハードウェア及びソフトウェアについてはオープンシステムとすることにより、費用対効果に優れたシステムの構築を図ることとしている。



全国健康保険協会のシステム開発スケジュール(イメージ)

